

水・緑・いのちの輝く ひろしま

「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく

緑化計画書作成の手引



 広島市 令和6年4月改訂版

はじめに

市街地での緑の減少は、生活にゆとりと潤いを与える良好な自然環境の喪失をもたらすだけでなく、都市のヒートアイランド現象を発生させる要因の一つともなっています。

また、ヒートアイランド現象による夏季の気温上昇は、エネルギーの消費量を増大させ、ひいては、地球温暖化を助長する結果を招いています。

一方で、緑は温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し、私たちの生命に欠くことのできない酸素を作り出す力を持っています。

これらのことから、市街地の緑化を促進するため、都市公園の整備や街路の緑化等の公共空間の緑化と併せて、市街地の大部分を占める私有地の緑化を一層促進する必要があります。

このため、本市では、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」の中に緑化の推進を盛り込み、一定規模以上の建築物の新築等を行おうとする建築主に対し、緑化計画書の提出を求め、建築物とその敷地に一定割合以上の緑化をしていただくことにしました。

本手引は、この緑化計画書作成のよりどころとして活用してもらえよう、緑化の義務付けの基準や必要書類の作成、留意事項などを解説しました。

この手引にそって条例に基づく緑化を適正に行ってくださいようお願いします。

平成21年（2009年）7月

広島市都市整備局緑化推進部

目次

本編

1	緑化計画書の提出が必要な行為	1
(1)	「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく都市緑化の推進	
(2)	緑化計画書の提出が必要な行為	
(3)	提出が不要な行為	
2	手続きの流れ	3
(1)	手続きの流れ	
(2)	手続き内容の説明	
3	緑化計画の要件	5
(1)	最低限確保しなければならない緑化率	
(2)	緑化率について	
4	敷地面積及び緑化施設等の種類別面積の算出方法	6
(1)	敷地面積の算出方法	
(2)	緑化施設等の種類別面積算出方法	
5	緑化計画書の作成・提出要領	15
(1)	提出時期	
(2)	緑化計画書の作成要領	
6	緑化計画書及び添付図面の記入例	16
(1)	緑化計画書	
(2)	付近見取図	
(3)	緑化計画平面図	
(4)	断面図	
(5)	立面図	
(6)	緑化施設等求積図	
7	計画に変更が生じた時の手続き	21
(1)	提出時期	
(2)	緑化計画書変更届出書の作成要領	
8	工事完了等の届出及び緑化施設の維持管理	22
(1)	提出時期	
(2)	緑化工事完了（工事取りやめ）届出書の作成要領	
(3)	立入検査等	
(4)	維持管理	

資料編

①	各種様式	23
②	用語解説	29
③	広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例及び 同条例施行規則対照表（総則及び緑化の推進関連分）	31
④	緑化推進制度 Q&A	40

1 緑化計画書の提出が必要な行為

(1) 「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく都市緑化の推進

対象区域内において、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築、改築又は増築（以下「新築等」という。）をしようとする建築主に対して、当該建築物の敷地面積に一定の割合以上の緑化を義務付ける条例が制定されました。施行日は、平成22年（2010年）4月1日です。

この日以降、建築確認の申請又は計画の通知を行う建築主に、緑化計画書や緑化工事完了届出書の提出をしていただく必要があります。

(2) 緑化計画書の提出が必要な行為

ア 対象となる区域

以下に掲げる市街化区域と将来市街化区域への編入が想定される区域を対象としています。

(ア) 市街化区域（都市計画法第7条第1項）

(イ) 市街化調整区域内に含まれる地区計画（都市計画法第12条の4第1項第1号）の区域（市街地として計画されている区域の面積が20ヘクタール以上の地区整備計画の区域に限る。）内で施行された開発行為又は土地区画整理事業により造成された区域

(ウ) 公有水面の埋立てに係る区域（市街化区域に隣接するものに限りませう。）

イ 計画書の提出が必要な行為

建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物）に係る次の表に掲げる行為で、敷地面積（建築基準法施行令第2条第1項第1号に規定する敷地面積）が1,000平方メートル以上のものが対象になります。

計画書の提出が必要な行為	説 明
新 築	既存の建築物の敷地内において行う新築等の場合にあつては、当該新築等に係る部分の床面積の合計が当該既存の建築物の床面積の合計の20%を超えるものが対象です。
改 築	
増 築	

(3) 提出が不要な行為

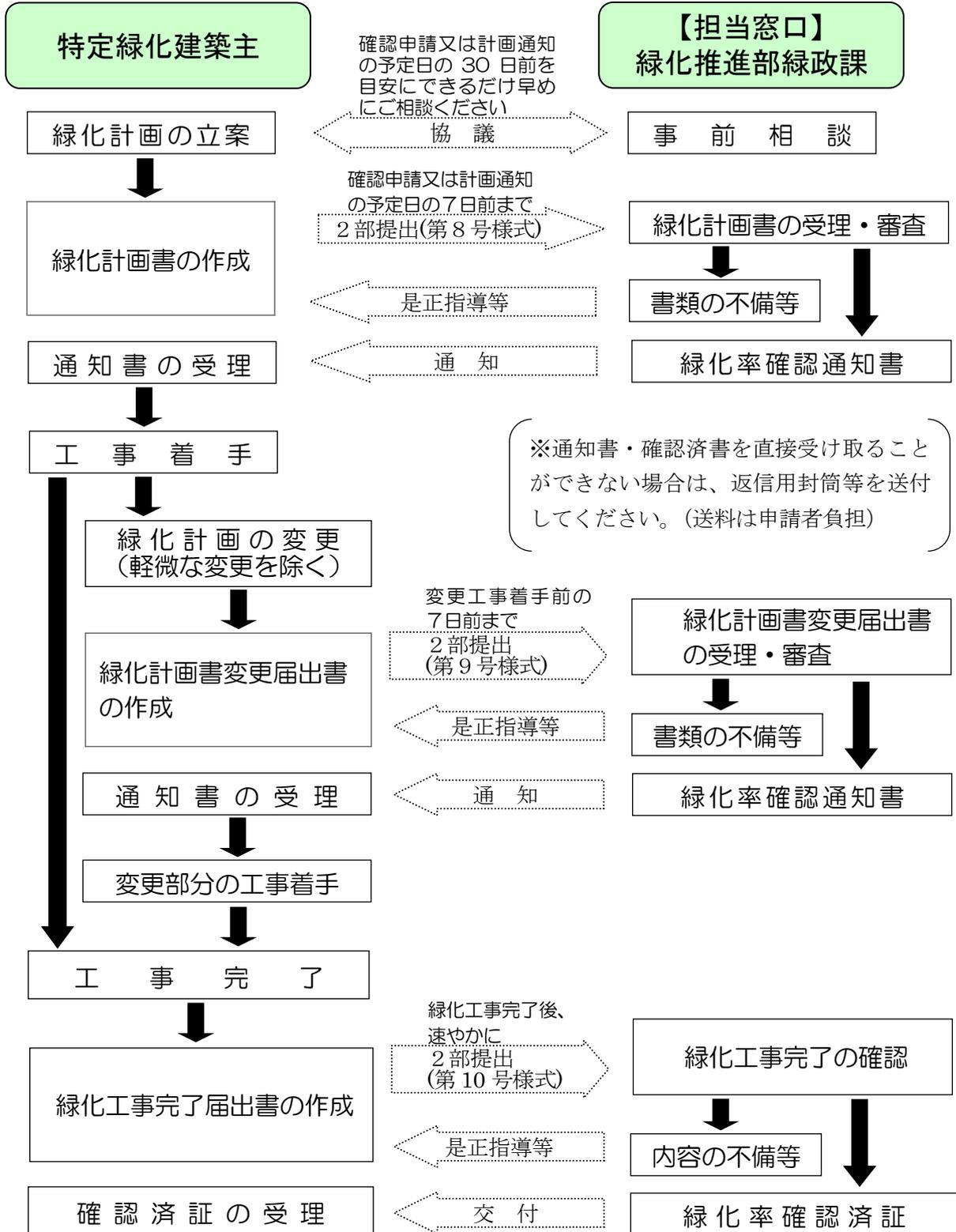
次のいずれかに該当する行為は緑化計画書の提出は不要です。

- ア 既存の建築物の敷地内において行う新築等の場合で、当該新築等に係る部分の床面積の合計が、当該既存の建築物の床面積の合計の20%以下のもの
- イ 工場立地法第6条第1項の特定工場の用に供する建築物
- ウ 国又は地方公共団体が管理する公園又は緑地内に建築される建築物
- エ 建築基準法第3条第1項に規定する建築物又は同法第85条に規定する仮設建築物
- オ 消防法第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所であって、その建築物の敷地の全部について消防法第11条第1項の規定による許可が行われたもの
- カ 火薬類取締法第12条第1項の火薬庫
- キ 道路、鉄道又は軌道で高架のものの下に存する建築物
- ク その他市長が定める建築物

2 手続きの流れ

(1) 手続きの流れ

手続きの流れは下図のとおりです。本市の担当窓口は、都市整備局緑化推進部緑政課（電話 082-504-2396）です。緑化計画書が必要な建築計画があるときはできるだけ早めにご相談ください。



(2) 手続き内容の説明

ア 事前相談

手続きを円滑に進めるために、緑化計画書を作成する前（建築確認申請又は計画通知の予定日の30日前を目安にできるだけ早め）に、計画の内容について担当窓口にご相談してください。なお、来庁による事前相談については、事前に担当者と日程調整を行ってください。

イ 緑化計画書等の提出等

緑化計画書（第8号様式）は、建築確認申請又は計画通知の予定日の7日前までに2部（正・副）提出してください。なお、来庁される場合は、事前に担当者と日程調整を行ってください。

内容の審査を行い、対象となる特定緑化建築物等の緑化率が条例で定めた割合以上であると認められれば、緑化率確認通知書とともに受付印を押した副本を返却します。

工事着手後、緑化計画の変更が生じた場合には、変更工事着手予定日の7日前までに緑化計画書変更届出書（第9号様式）を2部（正・副）提出してください。なお、来庁される場合は、事前に担当者と日程調整を行ってください。

内容の審査を行い、同様に緑化率が条例で定めた割合以上であることが確認できれば、緑化率確認通知書とともに受付印を押した副本を返却します。

工事完了後又は工事を取りやめた時は、速やかに緑化工事完了（工事取りやめ）届出書（第10号様式）を2部（正・副）提出してください。なお、来庁される場合は、事前に担当者と日程調整を行ってください。

緑化工事完了の場合、この届出書に基づき現地の確認等を行い、緑化計画書のとおりであると認められれば、緑化率確認済証とともに受付印を押した副本を返却します。

3 緑化計画の要件

(1) 最低限確保しなければならない緑化率

緑化率は、建築物に適用される建ぺい率の最高限度による区分ごとに定められた次の表の割合以上としなければなりません。この手引に従って算出した緑化率がこの割合以上となるよう計画してください。

区 分	緑化率の最低限度
建ぺい率の最高限度が40%以下の建築物の敷地	20%
建ぺい率の最高限度が40%を超え、50%以下の建築物の敷地	15%
建ぺい率の最高限度が50%を超え、70%以下の建築物の敷地	10%
建ぺい率の最高限度が70%を超える建築物の敷地	5%
建築基準法の規定による建ぺい率に関する制限を受けない建築物の敷地	

注：この表において「建ぺい率の最高限度」とは、建築基準法第53条の規定による建ぺい率の最高限度です。

(2) 緑化率について

緑化率は、当該建築物の敷地面積に対する緑化施設等面積の占める割合です。

$$\text{緑化率 (\%)} = \frac{\text{緑化施設等面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

ただし、6ページの「イ 敷地面積の特例」に該当する部分については、敷地面積から当該部分の面積を控除します。

【建築基準法第53条の規定による建ぺい率について補足説明】

ア 建築基準法第53条第1項の規定に基づき、都市計画において地域または区域内の建ぺい率が定められていますが、防火地域内にある耐火建築物や街区の角にある敷地等については同条第3項及び第4項の規定により建ぺい率の制限が緩和される場合があります。

イ 建築基準法第53条第2項の規定では、敷地が建ぺい率の制限を受ける地域又は区域の2以上にわたる場合は、各地域に属する敷地面積の比に応じて建ぺい率を計算します。

※ なお、上記に基づく建ぺい率の算出に当たって、不明な点がある場合は各区建築課にお問い合わせください。

(イの例)

建ぺい率50%の土地が400㎡、建ぺい率80%の土地が600㎡の場合

敷地面積=400㎡+600㎡=1,000㎡

建ぺい率の最高限度=50%×400㎡/1,000㎡+80%×600㎡/1,000㎡=68%

ゆえに、緑化率の最低限度は、10%となります。

4 敷地面積及び緑化施設等の種類別面積の算出方法

(1) 敷地面積の算出方法

ア 敷地面積

緑化率の算出に用いる敷地面積は、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知の敷地面積と同じものにしてください。

イ 敷地面積の特例

次に掲げる施設の部分については、この手引に従い敷地面積から控除します。

このことから、控除された敷地以外の区域内で、緑化率の最低限度以上になるように緑化をしてください。

なお、控除の運用を受ける場合には、その範囲及び面積が確認できる資料を提出してください。

- (ア) 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）の敷地のうち、運動場その他屋外の運動施設

トラック、テニスコート、野球場その他の球技場、その他これに類する施設を含んだ運動場及びプールの水平投影面積

- (イ) 工場における煙突、変電設備その他の工場の稼動に必要な屋外にある施設

煙突、変電設備、圧力タンク、クレーン敷地、排水浄化施設、その他工場の稼動に必要な屋外にある施設の水平投影面積

- (ウ) 港湾法第2条第5項第2号の外郭施設

防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁の水平投影面積

- (エ) 消防法第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）（その建築物の敷地の全部について消防法第11条第1項の規定による許可が行われたものを除く）

a 給油取扱所の場合

消防法第11条第1項の規定による許可範囲

b 給油取扱所以外の場合

(a) 製造所等が建築物の場合

製造所等のうち、危険物の規制に関する政令の規定により周囲に空地を保有する場合の当該空地

(b) 製造所等が建築物以外の場合

製造所等（建築物と保有空地）

- (オ) その他市長が定める施設

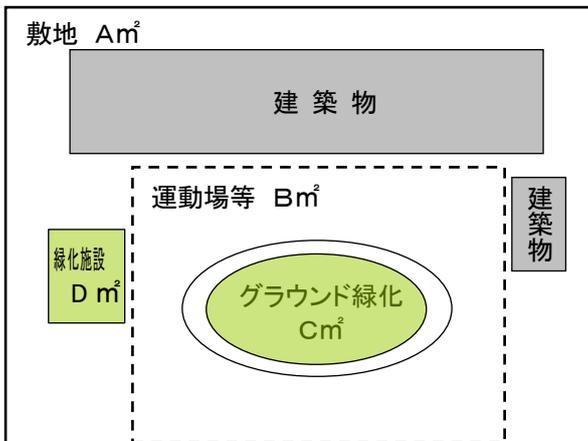
次に掲げるものを特例の対象とします。

マンション等に設置されたちびっこ広場及び保育園の運動広場における裸地部分の水平投影面積

【(ア)及び(オ)における運動場等内に緑化施設を設けた場合の取扱い】

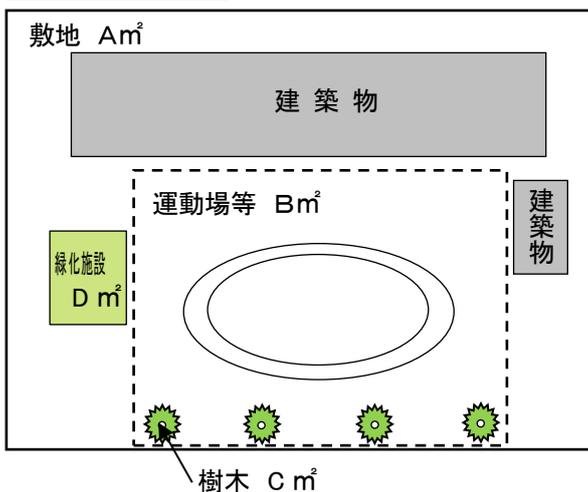
緑化施設を設けた場合の控除及び緑化施設面積については、以下のとおりです。

グラウンド緑化



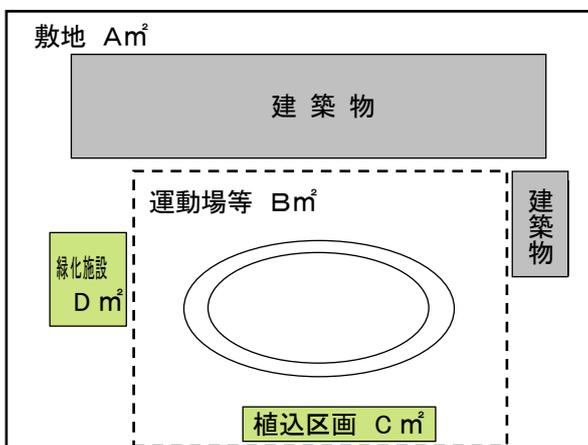
控除面積： $B - C$
 控除後の敷地面積： $A - (B - C)$
 緑化施設面積： $C + D$

樹木による緑化



控除面積： $B - C \times 4$
 控除後の敷地面積： $A - (B - C \times 4)$
 緑化施設面積： $C \times 4 + D$

樹木による緑化(植込区画がある場合)



控除面積： $B - C$
 控除後の敷地面積： $A - (B - C)$
 緑化施設面積： $C + D$

(2) 緑化施設等の種類別面積算出方法

緑化施設等は、建築物敷地内の空地や屋上を含む屋外に設けられるものが面積算出の対象となります。具体的には以下の要領で算出してください。

建築物の内部空間に設けられるアトリウムなどの緑化施設等は対象となりませんが、マンションなどの入口等の庇及びピロティの下にあるものは対象となります。

ただし、植物の生育が困難であると認められるものは対象外とします。

ア 樹木等による緑化施設

(ア) 樹木等による緑化

樹木等で被われている部分の水平投影面積（植込区画がある場合は区画の外縁をなす土留等を含む）

樹木等の高さに応じた緑化施設の換算面積は次の表のとおりです。

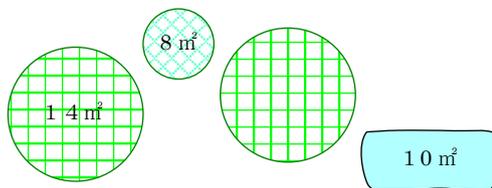
種別	樹木等の高さ	換算面積 (r = 半径)
高木 及び 中木	4.0m 以上	14 m ² (r = 2.1m) (注)
	2.5m 以上 4.0m 未満	8 m ² (r = 1.6m)
	1.0m 以上 2.5m 未満	4 m ² (r = 1.1m)
低木 及び 地被類	1.0m 未満	樹冠の水平投影面積又は植込区画の水平投影面積のうちいずれか大きい面積

(注) 高木及び中木の換算面積とは、樹木等の高さに応じて、上表の半径の円形の樹冠を持つものと見なした面積です。なお、表中の「種別」は、説明上、便宜的に設けた区分けです。

注：樹冠部が重なっている場合や樹冠部と低木・地被類が重なっている場合は、重複して緑化施設面積に算入することはできません。

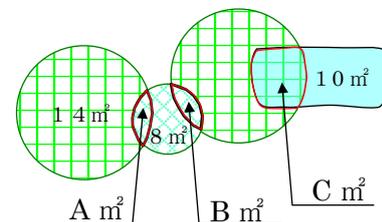
樹冠部等が重なっていない場合

- 樹高：高さ 4.0m 以上
- 樹高：2.5m 以上 4.0m 未満
- 樹高：1.0m 未満



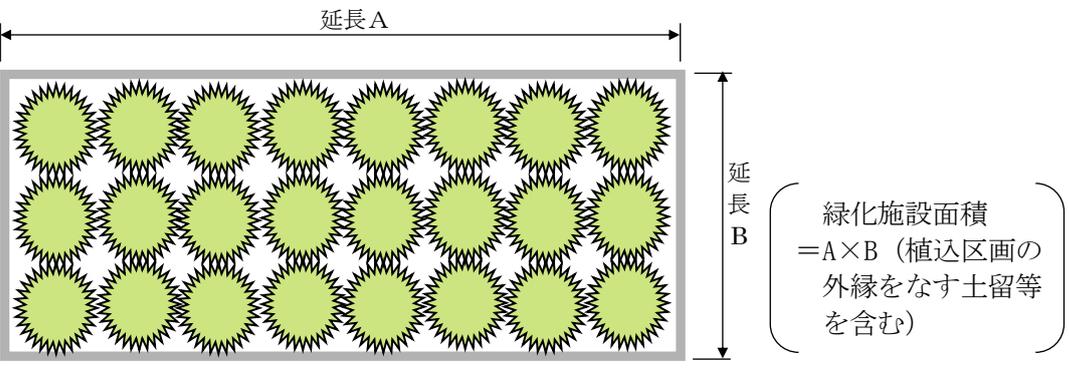
$$\left[\begin{array}{l} \text{緑化施設面積} \\ = 14.0 \times 2 + 8.0 \times 1 + 10.0 \end{array} \right]$$

樹冠部等が重なっている場合

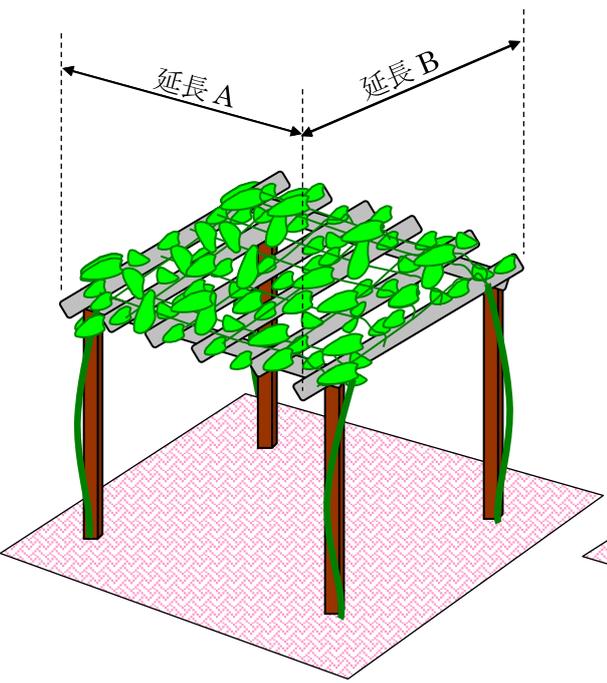


$$\left[\begin{array}{l} \text{緑化施設面積} \\ = 14.0 \times 2 + 8.0 \times 1 + 10.0 - A - B - C \end{array} \right]$$

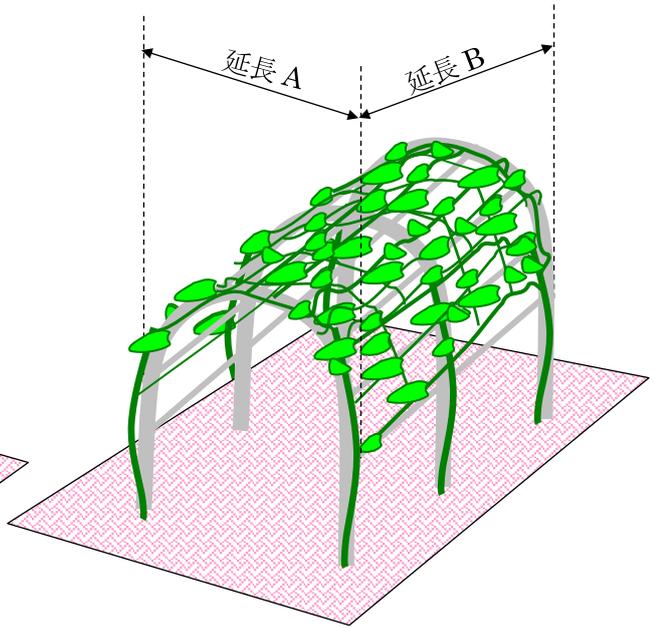
植込区画内に高さ 1 m未満の樹木等を植栽した場合



棚物で緑化した場合



緑化施設面積 = A × B
(棚の水平投影面積)



緑化施設面積 = A × B
(棚の水平投影面積)

(イ) 芝その他地被植物による緑化

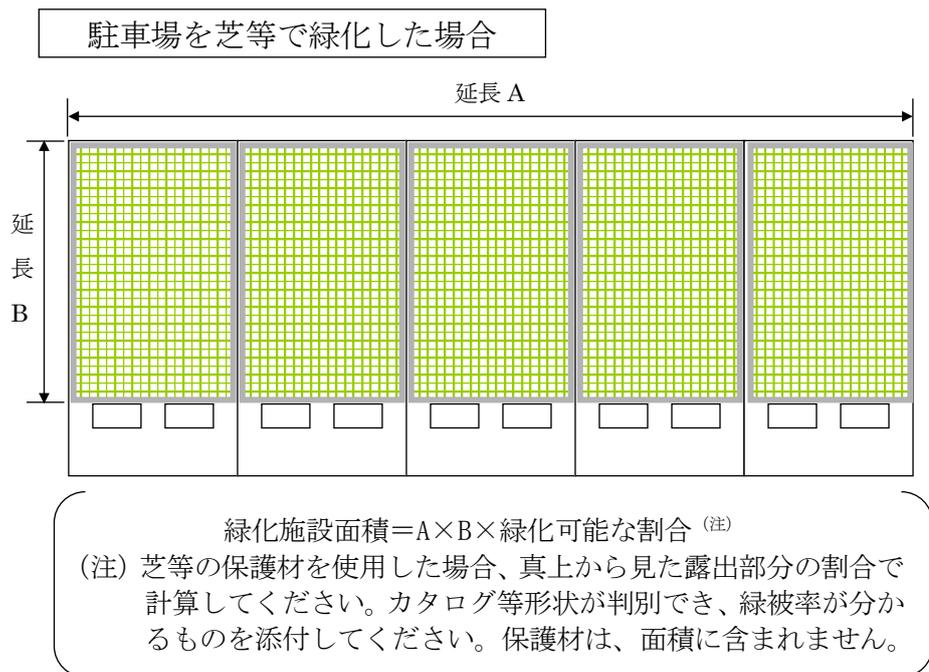
【植込区画がある場合】

植込区画の水平投影面積（植込区画の外縁をなす土留等を含む）

【植込区画がない場合】

芝その他の地被植物で表面が被われている部分の水平投影面積

注：樹木（高さ1 m以上のもの）の樹冠部と重なっている場合、重複して緑化施設面積に算入することはできません。



(ウ) 花壇その他これに類するものによる緑化

【植込区画がある場合】

植込区画の水平投影面積（植込区画の外縁をなす土留等を含む）

【植込区画がない場合】

草花やその他これに類する植物が、生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積

注1：樹木（高さ1 m以上のもの）の樹冠部と重なっている場合、重複して緑化施設面積に算入することはできません。

注2：年間を通じて適宜植え替えを行うことにより、相当の期間（おおむね6か月以上）植物が植栽された状態にあることが必要です。

注3：緑化工事完了時に、植え付け（播種、球根植付も可）がされているものに限ります。播種、球根植付の場合は、芽吹きの状態等、現地での確認が可能であることが必要です。

注4：菜園も同様に扱います。

注5：プランター等を使用する場合は、その容量が100リットル以上のものに限ります。

(エ) 樹木その他の植物と一体となって設けられるものについて

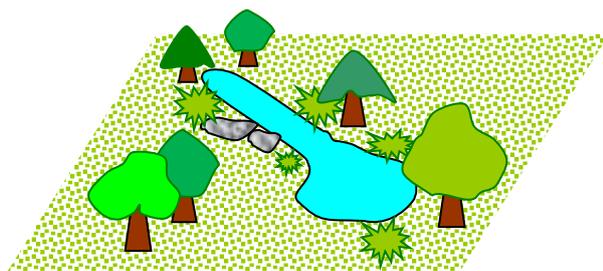
a 水流、池その他これらに類するもの

水流等の水平投影面積

注1：樹木（高さ1 m以上のもの）の樹冠部と重なっている場合、重複して緑化施設面積に算入することはできません。

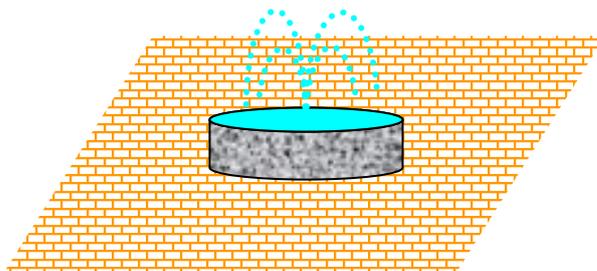
注2：単独で設けられた浅く直線的なものや水泳プールのような人工的な流れ、水面は含みません。

緑化施設面積に算入できる場合



（樹木その他の植物と一体となって自然的環境を形成しているもの）

緑化施設面積に算入できない場合



（池の水際が自然的環境を有していない噴水などの人工的な水面や流れ）

b 園路、土留その他施設

園路等の水平投影面積

注1：樹木（高さ1 m以上のもの）の樹冠部と重なっている場合、重複して緑化施設面積に算入することはできません。

注2：「ア 樹木等による緑化施設」と次の「イ 壁面緑化施設」の合計の4分の1を超えて算入することはできません。

注3：園路、土留（植込区画の外縁をなすものを除く）、樹木その他の植物と一体となった小規模な広場、緑化施設と一体となった散水用配管、排水溝、ベンチ等も含まれます。

イ 壁面緑化施設

つる性植物等を用い建築物の外壁を緑化する場合（木本の植物もくほんに限ります。）

【補助資材がない場合】

緑化施設面積＝緑化しようとする外壁の水平方向の長さの合計×1m

（図1、2参照）

- ①施工時につる性植物の長さが1mに満たない場合であっても、算出は1mとして行います。また、長さが1m以上あっても1mとします。（図1参照）
 ②緑化した部分が重なる（地上部からの緑化と屋上からの緑化が水平投影上重なった場合など）場合には、重複して算出します。（図2参照）

【補助資材がある場合】

緑化施設面積＝補助資材で被われている面積

（図3参照）

補助資材とは、植物を建築物の外壁に固定するための格子状の資材等をいいます。（補助資材の詳細がわかる図面、カタログ等を添付してください。）

【植栽基盤と植物が一体となって壁面を緑化する場合】

緑化施設面積＝植栽基盤等の面積

（図3参照）

植栽基盤を利用して建築物の外壁を緑化する場合は、あらかじめ植物を植え込んであるものに限ります。（植栽基盤の詳細がわかる図面、カタログ等を添付してください。）

図1

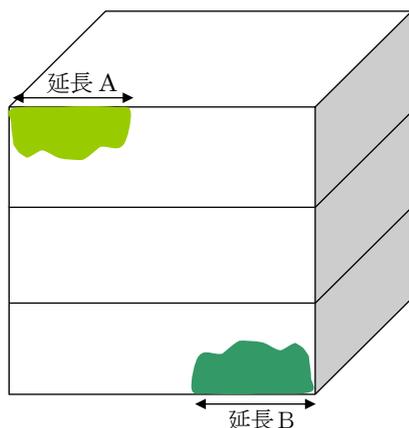


図2

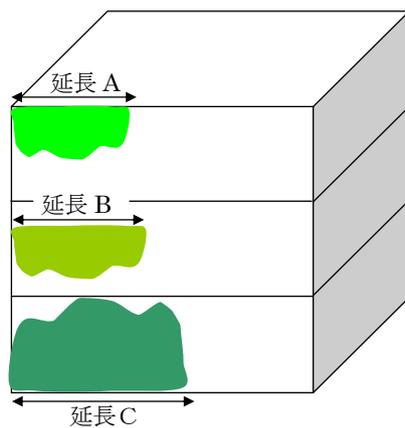
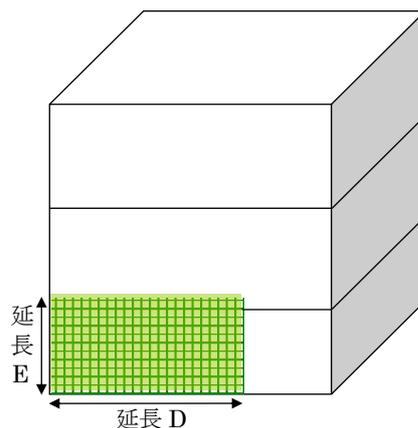


図3



【補助資材がない場合】

緑化施設面積＝(A+B)×1.0m

【補助資材がない場合】

緑化施設面積＝(A+B+C)×1.0m

【補助資材や植栽基盤を用いて

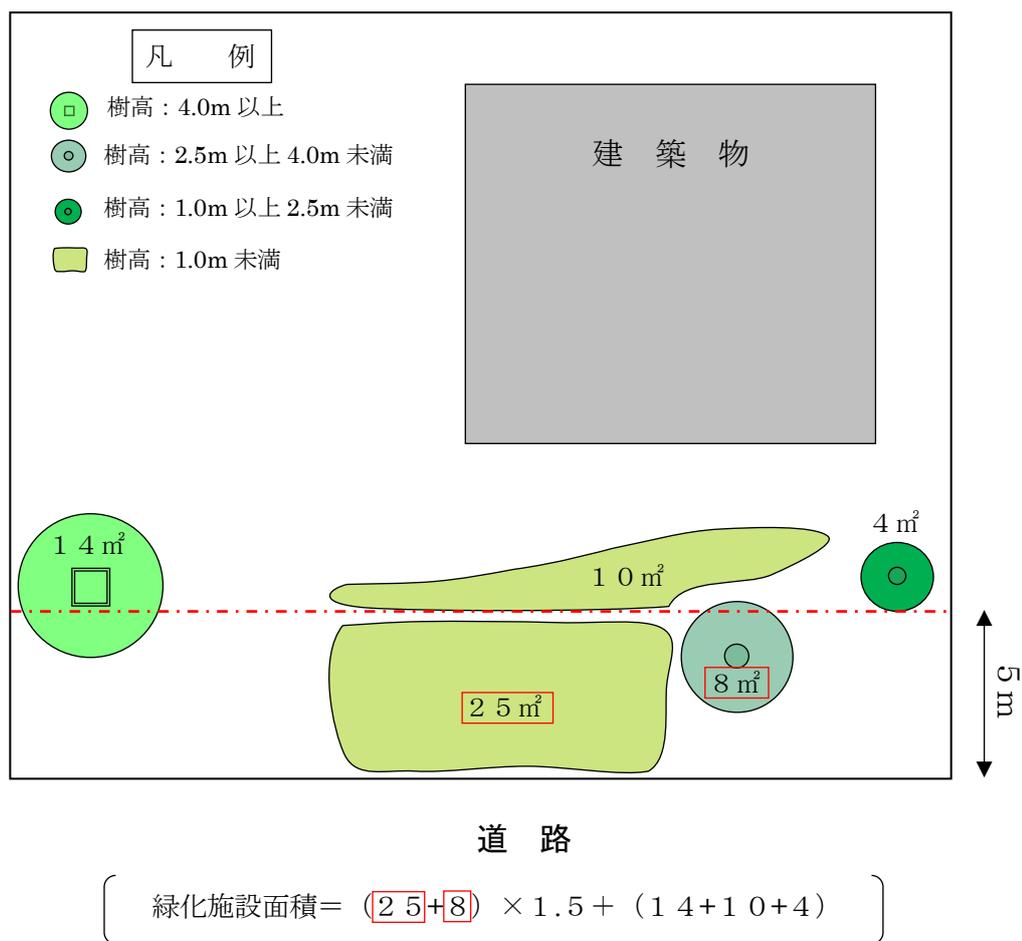
壁面緑化をする場合】

緑化施設面積＝D×E

ウ 算出の留意事項

道路境界線から5m以内の区域に設けられた「ア 樹木等による緑化施設」と「イ 壁面緑化施設」で、敷地の外部から容易に見ることができるものについては、面積を5割増し（面積を1.5倍）できます。（その際、5mのラインがわかるよう赤線等で図示してください。）なお、樹高1.0m以上の樹木については、幹が5m以内の区域にある場合が対象です。

注：道路とは公共団体が管理する公共の道路（里道は除く）です。



エ 太陽光発電装置その他再生可能エネルギーを利用したエネルギーの供給装置

太陽光発電装置その他再生可能エネルギーを利用したエネルギーの供給装置の水平投影面積

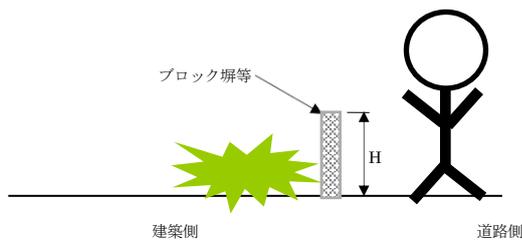
注：樹木（高さ1m以上のもの）の樹冠部と重なっている場合、重複して緑化施設等面積に算入することはできません。

【道路境界線から5m以内の緑化施設面積を1.5倍できる場合の基準】

低木及び地被類の場合、「敷地の外部から容易に見ることができるもの」については、誰もが緑の恩恵を享受できるよう、以下のとおりとします。

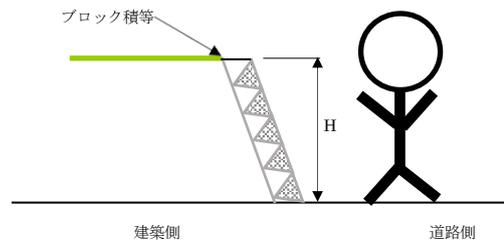
【ケース1】

原則、 $H=50\text{ cm}$ 以下とする
(子供(身長 120 cm と仮定)でも容易に見ることができる)



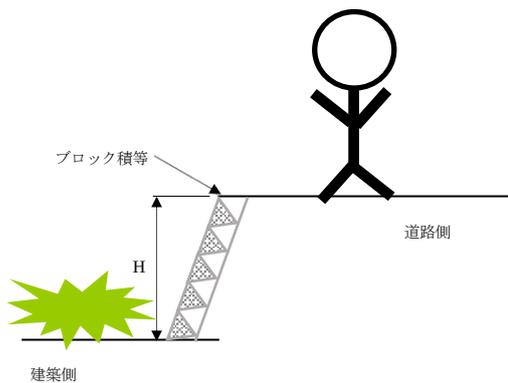
【ケース2】

原則、 $H=100\text{ cm}$ 以下とする
(子供(身長 120 cm と仮定)でも容易に見ることができる)



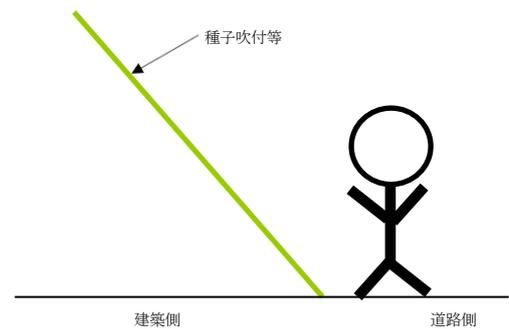
【ケース3】

原則、 $H=100\text{ cm}$ 以下とする
(覗き込まなくても視界にいる範囲)



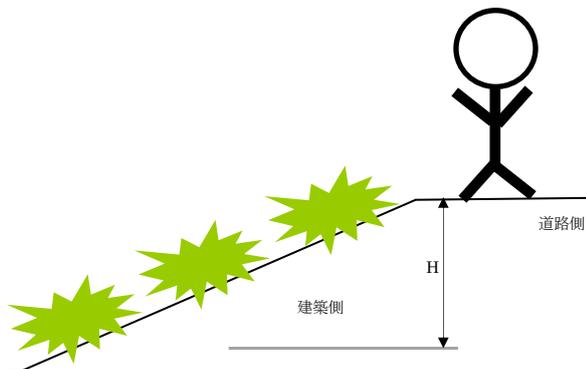
【ケース4】

原則、高さの規定はない



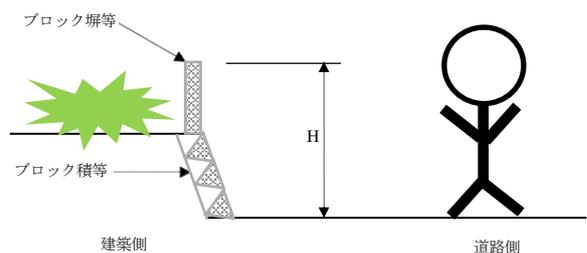
【ケース5】

原則、 $H=100\text{ cm}$ までの部分とする
(勾配に関係なく、 $H=100\text{ cm}$ までの水平投影面積)



【ケース6】

原則、 $H=50\text{ cm}$ 以下
($H=\text{ブロック塀等}+\text{ブロック積等の高さ}$)



※ 高木・中木を植栽する場合などは、担当窓口にお問合せください。

5 緑化計画書の作成・提出要領

(1) 提出時期

緑化計画書は、建築確認申請又は計画通知の予定日の7日前までに提出してください。

(2) 緑化計画書の作成要領

緑化計画書（第8号様式）に以下の書類を添付し、2部（正・副）提出してください。

図面には、距離等が確認できるように必ず縮尺を明記してください。また、緑化施設等の面積は小数点第2位を切り捨て、小数点1位までを記入してください。

緑化計画書の内容を審査、確認した後、緑化率確認通知書とともに受付印を押した副本を返却します。

緑化計画書（第8号様式）は、本市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のフロントページの「事業者向け情報」→「公園・緑化」→「緑化事業」の「緑化推進・緑地保全」→「緑化推進制度」→「緑化推進制度 条例・規則、様式、手引」からダウンロードできます。

ア 敷地面積及び緑化施設等面積算出表

イ 付近見取図

区域の位置及び方位を表示し、規模に応じてわかりやすい縮尺にしてください。敷地の範囲、所在地、位置を特定できる道路や建築物などを記入してください。

ウ 緑化計画平面図

緑化計画平面図は必要に応じて地上部と建築物上の図面を分けるなどしてください。その際、緑地の位置、面積、植栽内容（樹木等の種類、本数、高さ、寄植の場合の1㎡当たりの植付株数など）を明示してください。

また、樹木（高さ1m以上のもの）を換算面積で算出する場合は、換算面積の半径の円で表示してください。この面積は、申請敷地内のみ算出することができ、隣接する道路、民地等に係る部分は算出できません。

エ 断面図

植栽地に勾配がある場合や屋上緑化を行う場合、道路境界線から5m以内を1.5倍にする場合などは、主要な部分の断面形状がわかるよう、必要に応じて作成してください。その際、断面の位置を平面図上に表示してください。

オ 立面図

壁面緑化を行う場合には、必ず添付してください。その他必要に応じて作成してください。

カ 緑化施設等求積図

三斜求積やCAD等を用い、求積表を図中に図示又は別紙として添付してください。また、面積の確認のため、図面に寸法（面積）及び縮尺を記入してください。

キ 建築関係図面等

敷地の求積図、延べ床面積及び建築概要の分かる図面等を添付してください。

6 緑化計画書及び添付図面の記入例

(1) 緑化計画書

記入例

第8号様式

緑化計画書

令和〇年〇月〇〇日

(あて先) 広島市長

住所 〒730-〇〇〇〇

広島市中区国泰寺〇丁目〇-〇

(フリガナ) ヒロシマミドリ カブシキカイシャ

氏名 広島みどり株式会社

代表取締役 広島 みどり

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

数量の確認できる図面又は資料(建築計画概要書等)を添付してください。

「緑化施設等の概要」の面積は、小数点第2位を切り捨て、小数点1位までを記入してください。

求積図を添付してください。

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第29条第1項の規定により、次のとおり提出します。

特定緑化建築物等	名 称	グリーンストアー〇〇〇〇				
	所在地	〒730-〇〇〇〇 広島市中区基町〇丁目〇-〇				
特定緑化建築物等の概要	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築		<input checked="" type="checkbox"/> 増築		<input type="checkbox"/> 改築
	床面積	新築等に係る部分 1,020.34 m ²		既存建築物の床面積の合計(既存建築物の敷地内で行う場合) 654.28 m ²		
	敷地面積	1,876.54 m ²		用途	店舗	
	建ぺい率の最高限度	80%		実際の建ぺい率	35.56%	
緑化施設等の概要	緑化施設の面積	地上部 84.3 m ²	屋上 m ²	壁面 5.1 m ²	合計 89.4 m ²	必要な緑化面積 1,876.54 m ² × 5% = 93.8 m ²
	太陽光発電装置等の面積	m ²	5.8 m ²	m ²	5.8 m ²	
	合計	84.3 m ²	5.8 m ²	5.1 m ²	95.2 m ²	
確認申請予定日等	令和 元年 6月 1日					
工事着手予定日	令和 元年 7月 1日					
工事完了予定日	令和 2年 3月 20日					
緑化施設等の管理	維持管理	<input checked="" type="checkbox"/> 管理者が自主管理 <input type="checkbox"/> 専門業者に委託 <input type="checkbox"/> 部分委託 <input type="checkbox"/> その他()				管理者名 グリーンストアー〇〇〇〇
	かん水施設	地上部	<input type="checkbox"/> 自動 <input checked="" type="checkbox"/> 手動	壁面	<input checked="" type="checkbox"/> 自動 <input type="checkbox"/> 手動	
連絡先	名称・担当部署・担当者氏名	グリーンストアー〇〇〇〇 施設管理部 広島きみどり				
	住所	〒730-〇〇〇〇 広島市中区基町〇丁目〇-〇				
	電話番号	082-228-〇〇〇〇	FAX番号	082-228-〇〇〇〇		
※受付欄			※特記欄			

管理者が決定していない場合は、「未定」としてください。

申請内容について協議のできる担当者を明記してください。

- 備考
- のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 - ※印のある欄は、記載しないでください。
 - 新築等には、増築及び改築を含みます。
 - 添付資料「敷地面積及び緑化施設等面積算出表」、付近見取図、緑化計画平面図、断面図、立面図、敷地の求積図その他市長が必要と認める図書を添付してください。

敷地面積及び緑化施設等面積算出表

1 必要な緑化面積算出に用いる敷地面積

区 分		敷地面積(m ²)	備 考
敷地面積 (A)		1,876.54	
敷地面積から 除く部 分の面 積			
	計 (B)		
規則で定める部分の面積を除いた敷地面積 (A - B)		1,876.54	

※計算式は、項目が多くて煩雑となる場合や「緑化施設等求積図」により確認できる場合は「別紙」としてください。

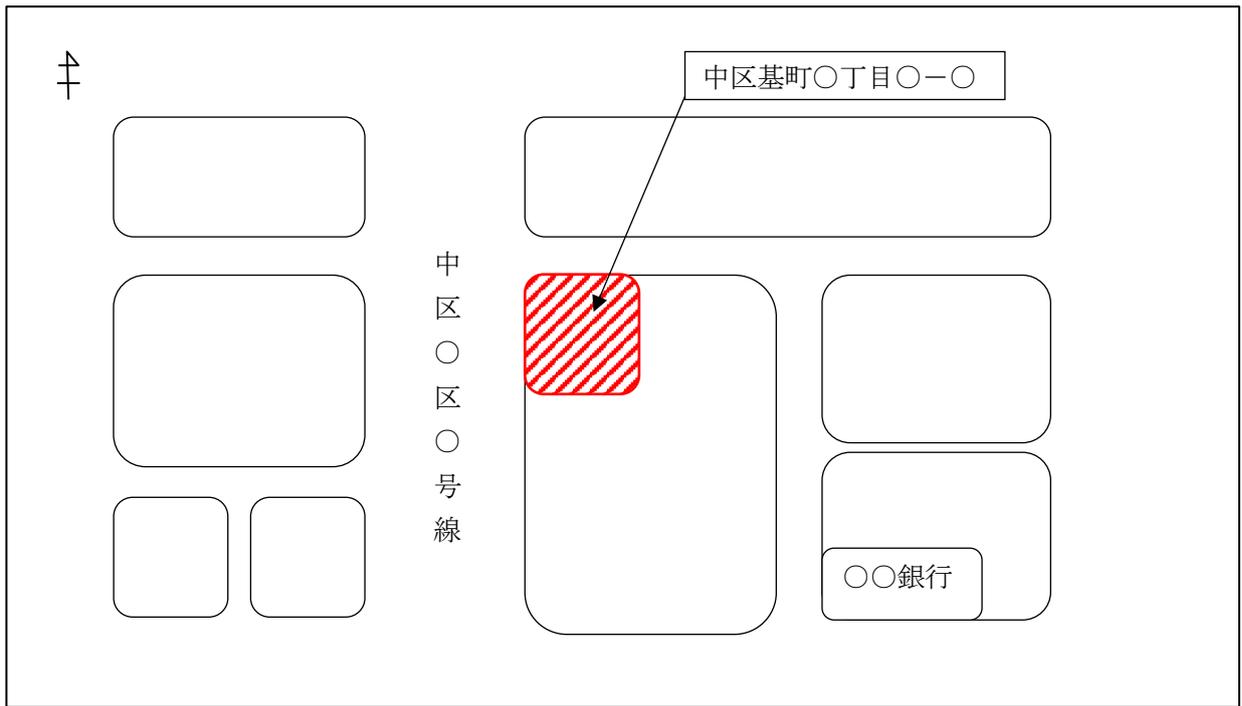
2 緑化施設等面積

区 分		計 算 式	緑化施設等 面積(m ²)	備 考
地上部	高さ 4m 以上	14.0×2	28.0	
	高さ 2.5m 以上 4m 未満	8.0×2×1.5+8.0×1	32.0	
	高さ 1m 未満	16.25×1.5	24.37	
	計 (C)		84.3	
屋上	太陽光発電装置	5.83	5.83	
	計 (D)		5.8	
壁面	壁面緑化	5.1	5.1	
	計 (E)		5.1	
合 計 (C+D+E)			95.2	

※ 計は、少数点第2位を切り捨て、小数点第1位までを記入してください。

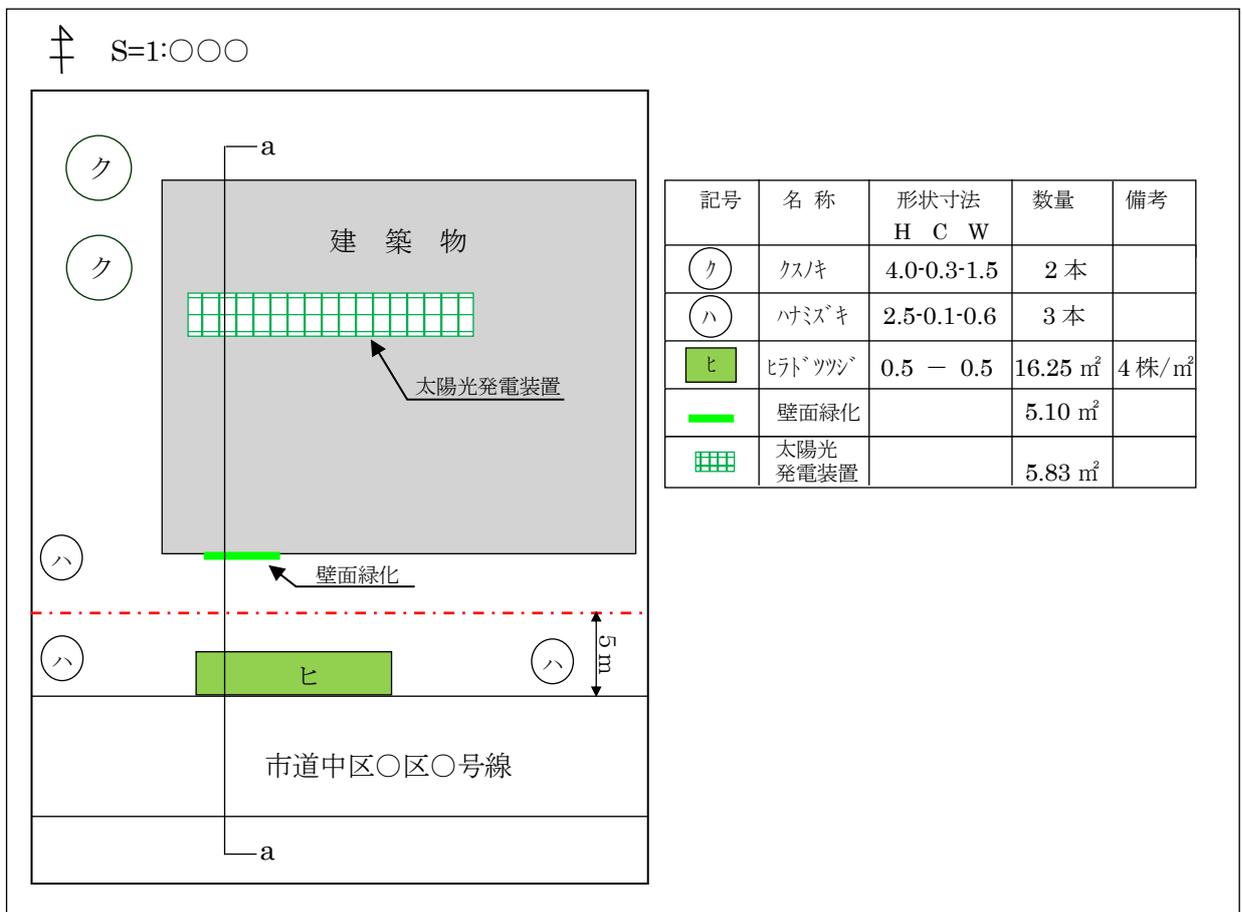
(2) 付近見取図

記入例



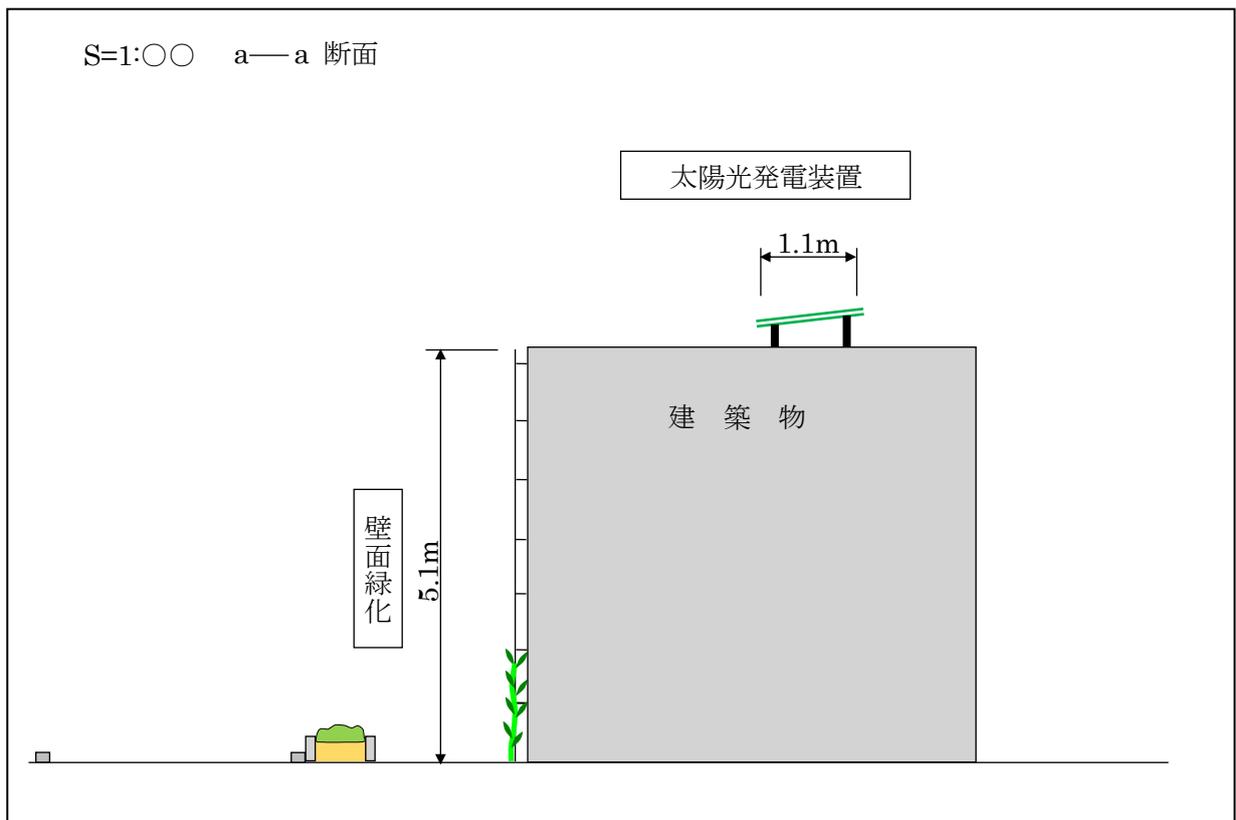
(3) 緑化計画平面図

記入例



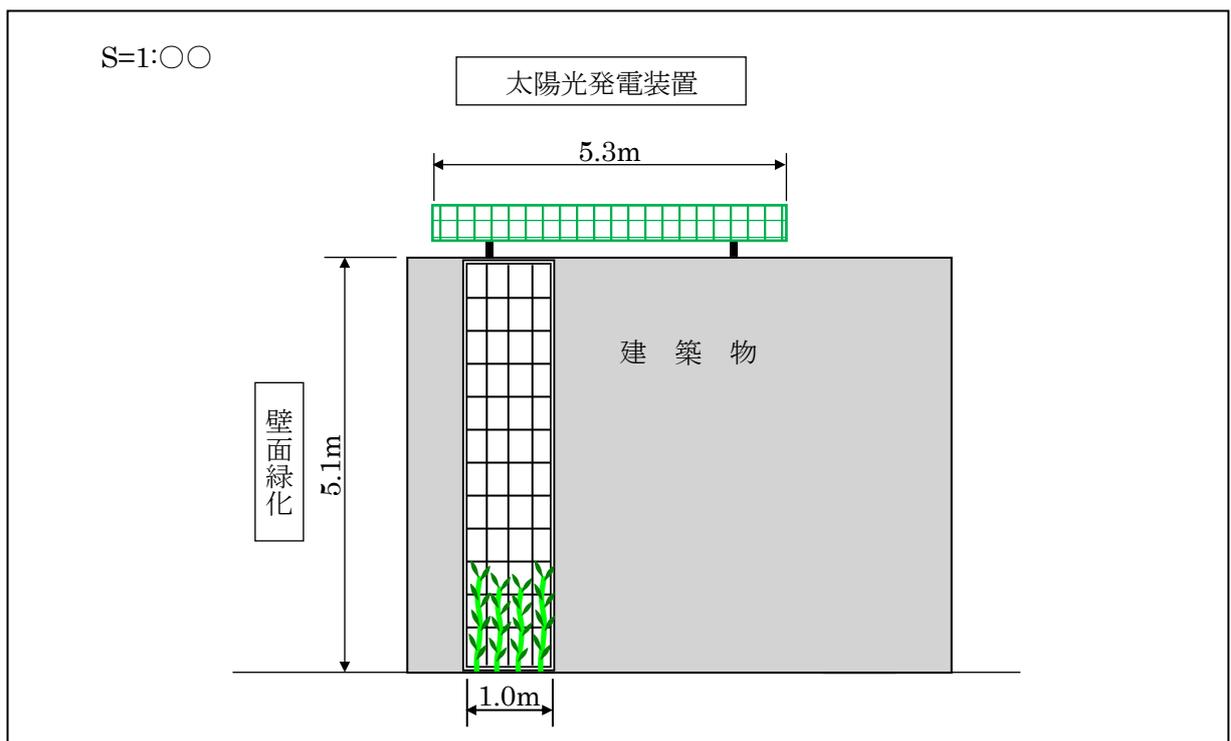
(4) 断面図

記入例



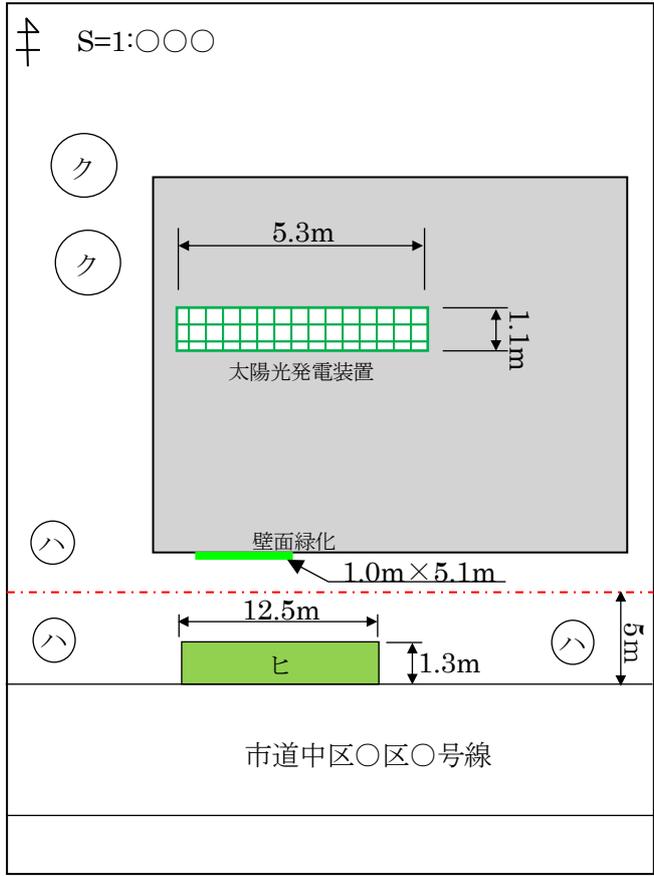
(5) 立面図

記入例



(6) 緑化施設等求積図

記入例



道路境界線から5メートル以内の区域

記号	区分	計算式	面積(m ²)	備考
ハ	高さ2.5m以上 4m未満	8.0×2×1.5	24.00	
ヒ	高さ1.0m未満	1.3×12.5×1.5	24.37	

その他の区域

記号	区分	計算式	面積(m ²)	備考
ク	高さ4.0m以上	14.0×2	28.00	
ハ	高さ2.5m以上 4m未満	8.0×1	8.00	
■	壁面緑化	1.0×5.1	5.10	
☐	太陽光発電装置	1.1×5.3	5.83	

7 計画に変更が生じた時の手続き

(1) 提出時期

緑化計画書変更届出書は、変更工事着手予定日の7日前までに提出してください。

(2) 緑化計画書変更届出書の作成要領

緑化計画書変更届出書（第9号様式）に変更する図面を添付し、2部（正・副）提出してください。図面には、距離等が確認できるように必ず縮尺を明記してください。また、緑化施設等の面積は小数点第2位を切り捨て、小数点1位までを記入してください。

緑化計画書変更届出書及び図面は、変更箇所がわかるように変更箇所を全て朱書きにするなどしてください。（変更がない図面については提出の必要はありません。）

緑化計画書変更届出書の内容を審査、確認した後、緑化率確認通知書とともに受付印を押した副本を返却します。

緑化計画書変更届出書（第9号様式）は、本市のホームページからダウンロードできます（掲載場所は 5（2）記載に同じ）。

【緑化計画書変更届出書の提出が不要な場合】

- ① 特定緑化建築物等の敷地面積及び建築面積の変更を伴わない変更であって、緑化施設等の形状を変更せずに緑化施設等面積が減少しないもの
- ② 緑化計画書に記載した確認申請予定日等、工事の着手予定日又は工事完了予定日の変更（当該工事の着手予定日又は完了予定日の前後1年以内の日を変更後の工事着手予定日又は完了予定日とする変更に限る）
- ③ 樹種の変更のみ

※ 申請者名及び特定緑化建築物等の名称変更のみの場合も、緑化計画書変更届出書の提出が必要です。その場合は、9号様式「緑化計画書変更届出書」のみの提出で結構です。（添付資料は不要）

なお、不明な点がある場合は、担当窓口にお問い合わせください。

8 工事完了等の届出及び緑化施設の維持管理

(1) 提出時期

緑化工事完了後又は工事を取りやめた時は、速やかに緑化工事完了（工事取りやめ）届出書（第10号様式）を提出してください。

(2) 緑化工事完了（工事取りやめ）届出書の作成要領

緑化工事完了（工事取りやめ）届出書（第10号様式）に緑化完了平面図及び写真を添付し、2部（正・副）提出してください。（写真は、撮影位置・方向が分かるように緑化完了平面図に明示してください。）また、緑化施設等の面積は小数点第2位を切り捨て、小数点1位までを記入してください。

下記「立入検査」を実施し、計画通りであることを確認した場合、緑化率確認済証とともに受付印を押した副本を返却します。

緑化工事完了（工事取りやめ）届出書（第10号様式）は、本市のホームページからダウンロードできます（掲載場所は 5（2）記載に同じ）。

(3) 立入検査等

ア 立入検査

緑化工事が提出された計画どおりに行われているか、現地の立入検査等を行います。

イ 勧告

以下のような場合には、市長は必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

(ア) 緑化計画書を提出しない場合、又は虚偽の記載をして提出をした場合

(イ) 緑化計画書の変更の届出、工事完了の届出をしない場合、又は虚偽の記載をして届出をした場合

(ウ) 提出された計画の内容又は緑化工事完了（取りやめ）届出書の内容が、緑化基準に適合しないと認められる場合

(エ) 求められた報告や資料の提出をしない場合

ウ 公表

勧告を受けた者が勧告に従わない場合には、「氏名、住所等」を公表することがあります。

(4) 維持管理

樹木等は植栽したら完了ではありません。その後の健全な生育を果たすためには適切な維持管理に努めていただくなくてはなりません。それでも、樹木等が枯損等した場合には、速やかに植え替えるようにしてください。

また、芝生による緑化については、芝刈りはもちろん、雑草防除などの管理が必要となります。整備費が安価だという理由から整備し、経年後、維持管理において苦慮されている事例が見受けられます。

将来困らないように、維持管理を考慮した緑化計画を立てるよう、お願いします。

資料編

① 各種様式

第8号様式

緑化計画書

令和 年 月 日

(あて先) 広島市長

住 所 〒

(フリガナ)

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第29条第1項の規定により、次のとおり提出します。

特定緑化建築物等	名 称						
	所 在 地	〒					
特定緑化建築物等の概要	工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築		<input type="checkbox"/> 増築		<input type="checkbox"/> 改築	
	床 面 積	新築等に係る部分 m ²		既存建築物の床面積の合計(既存建築物の敷地内で行う場合) m ²			
	敷地面積	m ²		用 途			
	建ぺい率の最高限度	%		実 際 の 建 ぺ い 率	%		
緑化施設等の概要	緑化施設の面積	地上部 m ²	屋上 m ²	壁面 m ²	合計 m ²	必要な緑化面積 m ² × % = m ²	
	太陽光発電装置等の面積	m ²	m ²	m ²	m ²		
	合 計	m ²	m ²	m ²	m ²		
確認申請予定日等	令和 年 月 日						
工事着手予定日	令和 年 月 日						
工事完了予定日	令和 年 月 日						
緑化施設等の管理	維持管理	<input type="checkbox"/> 管理者が自主管理 <input type="checkbox"/> 専門業者に委託 <input type="checkbox"/> 部分委託 <input type="checkbox"/> その他 ()				管理者名	
	かん水施設	地上部 <input type="checkbox"/> 自動 <input type="checkbox"/> 手動	壁面 <input type="checkbox"/> 自動 <input type="checkbox"/> 手動				
連絡先	名称・担当部署・担当者氏名						
	住 所	〒					
	電 話 番 号	-	-	F A X 番 号	-	-	
※受付欄			※特記欄				

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 ※印のある欄は、記載しないでください。
 3 新築等には、増築及び改築を含みます。
 4 添付資料「敷地面積及び緑化施設等面積算出表」、付近見取図、緑化計画平面図、断面図、立面図、敷地の求積図
 その他市長が必要と認める図書を添付してください。

敷地面積及び緑化施設等面積算出表

1 必要な緑化面積算出に用いる敷地面積

区 分		敷地面積(m ²)	備 考
敷地面積 (A)			
敷地面積から 除く部 分の面 積			
	計 (B)		
規則で定める部分の面積を除いた敷地面積 (A - B)			

2 緑化施設等面積

区 分	計 算 式	緑化施設等面積(m ²)	備 考
地上部			
	計 (C)		
屋上			
	計 (D)		
壁面			
	計 (E)		
合 計 (C + D + E)			

緑化計画書変更届出書

令和 年 月 日

(あて先) 広島市長

住 所 〒

(フリガナ)

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第29条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定緑化建築物等	名 称					
	所 在 地	〒				
変 更 内 容 の 概 要						
特定緑化建築物等の概要	工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築				
	床 面 積	新築等に係る部分 m ²		既存建築物の床面積の合計(既存建築物の敷地内で行う場合) m ²		
	敷 地 面 積	m ²		用 途		
	建 ぺ い 率 の 最 高 限 度	%		実 際 の 建 ぺ い 率	%	
緑化施設等の概要	緑化施設の面積	地上部 m ²	屋上 m ²	壁面 m ²	合計 m ²	必要な緑化面積 = m ² × % = m ²
	太陽光発電装置等の面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	合 計	m ²	m ²	m ²	m ²	
確 認 申 請 予 定 日 等		令和 年 月 日				
工 事 着 手 予 定 日		令和 年 月 日				
工 事 完 了 予 定 日		令和 年 月 日				
緑化施設等の管理	維 持 管 理	<input type="checkbox"/> 管理者が自主管理 <input type="checkbox"/> 専門業者に委託 <input type="checkbox"/> 部分委託 <input type="checkbox"/> その他 ()			管理者名	
	か ん 水 施 設	地上部 <input type="checkbox"/> 自動 <input type="checkbox"/> 手動	壁面 <input type="checkbox"/> 自動 <input type="checkbox"/> 手動	屋上 <input type="checkbox"/> 自動 <input type="checkbox"/> 手動		
緑 化 計 画 書 の 提 出		提出日 令和 年 月 日 受付番号				
連 絡 先	名称・担当部署・担当者氏名					
	住 所	〒				
	電 話 番 号	-	-	F A X 番 号	-	-
※受付欄			※特記欄			

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 ※印のある欄は、記載しないでください。
 3 新築等には、増築及び改築を含みます。
 4 変更しようとする事項に係る図面等を添付してください。

敷地面積及び緑化施設等面積算出表

1 必要な緑化面積算出に用いる敷地面積

区 分		敷地面積(m ²)	備 考
敷地面積 (A)			
敷地面積から 除く部 分の面 積			
	計 (B)		
規則で定める部分の面積を除いた敷地面積 (A - B)			

2 緑化施設等面積

区 分	計 算 式	緑化施設等面積(m ²)	備 考
地上部			
	計 (C)		
屋上			
	計 (D)		
壁面			
	計 (E)		
合 計 (C + D + E)			

緑化工事完了（工事取りやめ）届出書

令和 年 月 日

（あて先）広島市長

住 所 〒

（フリガナ）

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第30条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定緑化建築物等	名 称					
	所 在 地	〒				
届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 工事完了		<input type="checkbox"/> 工事取りやめ			
特定緑化建築物等の概要	床 面 積	新築等に係る部分 m ²		既存建築物の床面積の合計(既存建築物の敷地内で行う場合) m ²		
	敷 地 面 積	m ²		用 途		
	建 ぺ い 率 の 最 高 限 度	%		実 際 の 建 ぺ い 率 %		
緑化施設等の概要	緑化施設の面積	地上部 m ²	屋上 m ²	壁面 m ²	合計 m ²	必要な緑化面積 = m ² × % = m ²
	太陽光発電装置等の面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	合 計	m ²	m ²	m ²	m ²	
確 認 申 請 日 等	令和 年 月 日					
工 事 着 手 日	令和 年 月 日					
工 事 完 了 日 (工事を取りやめた日)	令和 年 月 日					
緑化施設等の管理	維 持 管 理	<input type="checkbox"/> 管理者が自主管理 <input type="checkbox"/> 専門業者に委託 <input type="checkbox"/> 部分委託 <input type="checkbox"/> その他 ()			管理者名	
	かん水施設	地上部 <input type="checkbox"/> 自動 <input type="checkbox"/> 手動	壁面 <input type="checkbox"/> 自動 <input type="checkbox"/> 手動	屋上 <input type="checkbox"/> 自動 <input type="checkbox"/> 手動		
緑化計画書の提出	提出日 令和 年 月 日 受付番号					
連絡先	名称・担当部署・担当者氏名					
	住 所	〒				
	電 話 番 号	-	-	F A X 番 号	-	-
※受付欄			※特記欄			

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 ※印のある欄は、記載しないでください。
 3 新築等には、増築及び改築を含みます。
 4 緑化工事完了届出の場合は、添付資料「敷地面積及び緑化施設等面積算出表」、緑化完了平面図及び写真を添付してください。

敷地面積及び緑化施設等面積算出表

1 必要な緑化面積算出に用いる敷地面積

区 分		敷地面積(m ²)	備 考
敷地面積 (A)			
敷地面積から 除く部 分の面 積			
	計 (B)		
規則で定める部分の面積を除いた敷地面積 (A - B)			

2 緑化施設等面積

区 分	計 算 式	緑化施設等面積(m ²)	備 考
地上部			
	計 (C)		
屋上			
	計 (D)		
壁面			
	計 (E)		
合 計 (C + D + E)			

② 用語解説

この手引で使用している用語の意味や内容は次のとおりです。(五十音順)

	語句	解説
お	温室効果ガス	条例と規則では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素としている。
う	植込区画	土留等で区画された土地であって、緑化施設でおおむね被われるもの
か	外郭施設	港湾に必要な水域を確保し、波浪・津波・高波・漂砂を遮蔽し、港湾施設や港湾背後地の保全を図ることで、港湾機能を円滑に発揮させる施設
	かん水	樹木などの植物に水やりすること
け	建築物	建築基準法第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物
こ	公有水面	国が所有する河、海、湖、沼、その他公共の用に供する水流・水面
さ	再生可能エネルギー	条例、規則及びエネルギー環境指針では、太陽光、水力(揚水式は含まない)、風力、バイオマス、地熱その他化石燃料を熱源とする熱以外のエネルギーのうち原子力等を除いたものであり、絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギーとしている。
し	市街化区域	都市計画法に基づき、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域
	市街化調整区域	都市計画法に基づき、市街化を抑制すべき区域
	敷地	敷地は、建築基準法施行令第1条第1号に規定するもの。また、敷地面積の算出方法は、建築基準法施行令第2条第1項第1号に定めるところによる。
	樹冠	樹木の枝や葉の茂っている部分
	樹木	地上部の一部が木質化している植物(木本)、タケを含む。
ち	地球温暖化	人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象
	地区計画	都市計画法に基づき、住民の合意により、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画
	地区整備計画	地区計画の区域において定められる、用途の制限などに関する具体的な計画

ち	地被類	芝、ササ類、草本類など地表を低く被う植物
	貯蔵所	指定数量以上の危険物を貯蔵するために、消防法第11条の許可を受けた施設
と	特定緑化建築物等	当該条例に基づき、緑化を行う建築物及びその敷地
	取扱所	指定数量以上の危険物を取り扱うために、消防法第11条の許可を受けた施設
ひ	ヒートアイランド現象	空調機器や自動車などから排出される人工排熱の増加や、地表面の人工化（道路舗装、建築物などの増加による）によって都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象
ほ	補助資材	植物を建築物の外壁に固定するための格子状の資材等
も	木本	地上部の一部が木質化している植物
り	緑化	地面や人工的に造った植栽基盤を、樹木や地被植物で被うこと
	緑化施設	植栽、花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあつては、容量100リットル以上のものに限る。）及び敷地内の保全された樹木等（既存樹木等）並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設 また、樹木等と一体となって設けられる水流、池その他これらに類するもの
	緑化施設等	上記緑化施設及び太陽光発電装置その他再生可能エネルギーを利用したエネルギーの供給設備
	緑化施設等面積	緑化施設等面積とは、本手引の「緑化施設等の種類別面積算出方法」に基づき算出した面積の合計
	緑化率	緑化施設等面積の敷地面積に対する割合

③ 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例及び同条例施行規則対照表
(総則及び緑化の推進関連分)

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例	広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第6条）</p> <p>第2章 地球温暖化対策等</p> <p> 第1節 事業活動に係る地球温暖化対策等（第7条～第13条）</p> <p> 第2節 自動車に係る地球温暖化対策等（第14条～第19条）</p> <p> 第3節 建築物に係る地球温暖化対策等（第20条～第26条）</p> <p> 第4節 緑化の推進による地球温暖化対策等（第27条～第32条）</p> <p> 第5節 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策等（第33条～第37条）</p> <p> 第6節 その他の地球温暖化対策等（第38条～第43条）</p> <p>第3章 雑則（第44条～第49条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p> (目的)</p> <p>第1条 この条例は、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年広島市条例第13号）の基本理念にのっとり、地球温暖化対策等の推進について、本市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p> (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地球温暖化対策等 地球温暖化（人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。）の防止を図るための施策、ヒートアイランド現象の緩和を図るための施策その他環境への負荷の低減を図るための施策をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年広島市条例第31号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>(2) 温室効果ガス 二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素その他規則で定める物質をいう。</p> <p>(3) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し，放出し，若しくは漏出させ，又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の抑制等 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化，人工排熱の抑制，地表面の温度の上昇の抑制その他環境への負荷の低減をいう。</p> <p>(5) 再生可能エネルギー 太陽光，水力，風力その他規則で定めるエネルギーをいう。 （本市の責務）</p> <p>第3条 本市は，地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に策定し，及び実施する責務を有する。</p> <p>2 本市は，自らの事務及び事業に関し，温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 本市は，事業者，市民（本市の区域内に住所又は居所を有する者及び本市の区域内に存する事業所に勤務する者又は学校に在学する者をいう。以下同じ。）又は滞在者が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため，情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。 （事業者の責務）</p> <p>第4条 事業者は，その事業活動に関し，温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに，本市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。 （市民の責務）</p> <p>第5条 市民は，その日常生活に関し，温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに，本市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。 （滞在者の責務）</p> <p>第6条 滞在者は，その滞在中の活動に関し，温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに，本市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。</p>	<p>（温室効果ガス等）</p> <p>第2条 条例第2条第2号の規則で定める物質は，地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン，同令第2条各号に掲げるパーフルオロカーボン，六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素とする。</p> <p>2 条例第2条第5号の規則で定めるエネルギーは，バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油，石油ガス，可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を熱源とする熱，地熱その他化石燃料以外のエネルギーのうち市長が定めるものをいう。</p> <p style="text-align: center;">（第3条から第12条まで 省略）</p>
---	---

<p>第2章 地球温暖化対策等</p> <p>第1節 事業活動に係る地球温暖化対策等 (省略)</p> <p>第2節 自動車に係る地球温暖化対策等 (省略)</p> <p>第3節 建築物に係る地球温暖化対策等 (建築物に係る環境への配慮)</p> <p>第20条 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築,増築又は改築(以下「新築等」という。)をしようとする者は,当該建築物について,環境への配慮に関する措置を適切に講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 建築物の所有者及び管理者は,当該建築物について,環境への配慮をした適切な維持管理をするよう努めなければならない。</p> <p>(第21条から第26条まで 省略)</p> <p>第4節 緑化の推進による地球温暖化対策等 (緑化の推進)</p> <p>第27条 土地又は建築物の所有者及び管理者は,温室効果ガスの排出の抑制等のため,当該土地又は建築物の緑化の推進に努めなければならない。 (特定緑化建築物等の緑化)</p> <p>第28条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域その他規則で定める区域内においては,敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物の新築等(既存の建築物の敷地内において行う新築等の場合にあつては,当該新築等に係る部分の床面積の合計が当該既存の建築物の床面積の合計の10分の2以下のものを除く。)をしようとする者(以下「特定緑化建築主」という。)は,当該新築等に係る建築物及びその敷地(以下「特定緑化建築物等」という。)の緑化率を,別表の左欄に掲げる区分に応じ,それぞれ同表の右欄に定める割合以上としなければならない。</p> <p>2 前項の「緑化率」とは,建築物及びその敷地に係る緑化施設(植栽,花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路,土留その他の施設をいう。)及び太陽光発電装置その他再生可能エネルギーを利用したエネルギーの供給設備(当該建築物の空地,屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「緑化施設等」という。)に係る面積(以下「緑化施設等面積」という。)の敷地面積</p>	<p>(特定緑化建築物等の緑化)</p> <p>第13条 条例第28条第1項に規定する規則で定める区域とは,次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化調整区域内に含まれる同法第12条の4第1項第1号の地区計画の区域(同法第12条の5第2項第1号の地区整備計画(市街地として計画されている区域の面積が20ヘクタール以上のものに限る。)の区域に限る。)内で施行される同法第29条第1項の許可を受けた開発行為又は土地区画整理法(昭和29年法律第109号)の規定による土地区画整理事業により造成された区域</p> <p>(2) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)の規定による公有水面の埋立てに係る区域(都市計画法第7条第1項の市街化区域に隣接するものに限る。)</p> <p>2 条例第28条第2項に規定する規則で定める部分とは,次に掲げる施設に係る部分のうち,これらの施設の用途を考慮して市長が必要と認める部分とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の敷地のうち,運動場その他屋外の運動施設</p> <p>(2) 工場における煙突,変電設備その他の工場の稼働に必要な屋外にある施設</p> <p>(3) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第2号の外郭施設</p>
--	--

<p>(当該敷地内に規則で定める部分を含むものにあつては、当該部分の面積を除いた面積)に対する割合をいう。</p> <p>3 緑化施設等面積は、規則で定めるところにより算出するものとする。</p> <p>4 建築基準法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第1項の規定を適用する。</p> <p>(緑化計画書の作成等)</p> <p>第29条 特定緑化建築主は、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「緑化計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定緑化建築主の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 特定緑化建築物等の名称及び所在地</p> <p>(3) 特定緑化建築物等の概要</p> <p>(4) 特定緑化建築物等に係る緑化施設等の概要</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 特定緑化建築主は、特定緑化建築物等に係る工事が完了するまでの間において、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(工事完了等の届出)</p> <p>第30条 特定緑化建築主は、特定緑化建築物等に係る工事が完了したとき、又は当該工事を取りやめたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(特定緑化建築物等の維持管理)</p> <p>第31条 特定緑化建築物等に係る工事の完了後、当該特定緑化建築物等の所有者及び管理者は、その緑化施設等の適切な維持管理をするよう努めなければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第32条 この節(第27条を除く。)の規定は、次に掲げる建築物及びその敷地については、適用しない。</p> <p>(1) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項の特定工場の用に供する建築物</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、第28条第1項の緑化率を別表の右欄に定める割合以上としないことにつ</p>	<p>(4) 消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)(第15条第3号に該当するものを除く。)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める施設</p> <p>3 条例第28条第3項の規定による同条第2項の緑化施設等面積(以下「緑化施設等面積」という。)の算出は、別表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める換算面積を合計することにより行うものとする。</p> <p>(緑化計画書の提出等)</p> <p>第14条 条例第29条第1項の規定による緑化計画書の提出は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請予定日又は同法第18条第2項の規定による計画の通知予定日(以下「確認申請予定日等」という。)の7日前までに行わなければならない。</p> <p>2 条例第29条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第28条第1項の特定緑化建築物等(以下「特定緑化建築物等」という。)に係る確認申請予定日等並びに特定緑化建築物等に係る工事の着手予定日及び完了予定日</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める事項</p> <p>3 条例第29条第2項の規定による変更の届出は、当該変更に係る工事の着手予定日の7日前までに行わなければならない。</p> <p>4 条例第29条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特定緑化建築物等の敷地面積及び建築面積の変更を伴わない変更であつて、緑化施設等面積が減少しないもの</p> <p>(2) 条例第29条第1項の緑化計画書に記載した確認申請予定日等、工事の着手予定日又は完了予定日の変更(当該工事の着手予定日又は完了予定日の前後1年以内の日を変更後の工事の着手予定日又は完了予定日とする変更に限る。)</p> <p>5 市長は、条例第29条第1項の規定により提出された緑化計画書(同条第2項の規定による変更後の緑化計画書を含む。)の内容からみて当該緑化計画書における特定緑化建築物等に係る条例第28条第1項の緑化率が条例別表の右欄に定める割合以上であると認める場合には、当該緑化計画書に係る同項の特定緑化建築主に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第15条 条例第32条第2号に規定する規則で定める建築物とは、次に掲げるものとする。</p>
---	---

<p>いて正当な理由があると認められる建築物その他の規則で定める建築物</p> <p>第5節 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策等 (省略)</p> <p>第6節 その他の地球温暖化対策等 (省略)</p> <p>第3章 雑則 (指導及び助言)</p> <p>第44条 市長は、特定事業者、第13条第1項の規定により事業活動環境計画書を提出した事業者、特定自動車使用事業者、第19条第1項の規定により自動車環境計画書を提出した事業者、特定建築主、第25条第1項の規定により建築物環境計画書を提出した者、特定緑化建築主、特定エネルギー事業者その他の関係人に対し、この条例に基づく措置の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。 (報告又は資料の提出)</p> <p>第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、前条に規定する者に対し、この条例に基づく措置の実施状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。 (立入調査等)</p> <p>第46条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、本市の職員に、第44条に規定する者の同意を得て、当該者に係る事業所、建築物若しくはその工事現場その他の場所に立ち入り、施設、設備、建築物、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 (勧告)</p> <p>第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第9条第1項、同条第5項若しくは第10条（これらの規定を第13条第2項において準用する場合を含む。）、第16条第1項、同条第3項若しくは第17条（これらの規定を第19条第2項において準用する場合を含む。）、第22条第1項、第29条第1項、第35条第1項若しくは第2項又は第36条の規定による提出をせず、又は虚偽の記載をして提出</p>	<p>(1) 国又は地方公共団体が管理する公園又は緑地内に建築される建築物</p> <p>(2) 建築基準法第3条第1項に規定する建築物又は同法第85条に規定する仮設建築物</p> <p>(3) 製造所等であつて、その建築物の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。）の全部について消防法第11条第1項の規定による許可が行われたもの</p> <p>(4) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第12条第1項の火薬庫</p> <p>(5) 道路、鉄道又は軌道で高架のものの下に存する建築物</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める建築物</p> <p>(第16条から第18条まで 省略)</p>
---	--

<p>をした者</p> <p>(2) 第13条第1項の事業活動環境計画書、第19条第1項の自動車環境計画書又は第25条第1項の建築物環境計画書に虚偽の記載をして提出をした者</p> <p>(3) 第11条第1項（第13条第2項において準用する場合を含む。）、第18条第1項（第19条第2項において準用する場合を含む。）又は第37条第1項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者</p> <p>(4) 第22条第1項又は第25条第1項の規定により提出した建築物環境計画書の内容（第22条第2項（第25条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の内容を含む。）と異なる工事をしていると認められる者</p> <p>(5) 第22条第2項若しくは第23条（これらの規定を第25条第2項において準用する場合を含む。）、第29条第2項又は第30条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(6) 第29条第1項の規定により提出した緑化計画書の内容（同条第2項の規定による届出の内容を含む。次号において同じ。）又は第30条の規定による工事の完了に係る届出の内容が第28条第1項の規定に違反している者</p> <p>(7) 第29条第1項の規定により提出した緑化計画書の内容と異なる工事をしていると認められる者</p> <p>(8) 第45条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>（公表等）</p> <p>第48条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨並びに当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその理由を通知し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>（委任規定）</p> <p>第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則（一部省略）</p> <p>1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>（意見を述べる機会の付与）</p> <p>第19条 条例第48条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。</p> <p>2 条例第48条第2項に規定する公表の対象となる者は、同項の規定による通知を受けた場合において、意見を述べようとするときは、所定の期間内に、意見を記載した書面を市長に提出しなければならない。この場合において、公表の対象となる者は、証拠書類又は証拠物を併せて提出することができる。</p> <p>（計画書等の様式等）</p> <p>第20条 次に掲げる書類の提出又は届出は、所定の様式により行うものとする。</p> <p>(1) 条例第9条第1項若しくは第13条第1項の事業活動環境計画書、条例第16条第1項若しくは第19条第1項の自動車環境計画書、条例第22条第1項若しくは第25条第1項の建築物環境計画書、条例第29条第1項の緑化計画書又は条例第35条第1項のエネルギー環境計画書</p> <p>(2) 条例第9条第5項（条例第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の事業活動環境計画書、条例第16条第3項（条例第19条第2項にお</p>
---	--

- 4 施行日前において、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知がされている建築物及びその敷地については、第28条から第31条までの規定は、適用しない。
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。
- 6 市長は、この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第28条関係）

区 分	割 合
建ぺい率の最高限度が10分の4以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の20
建ぺい率の最高限度が10分の4を超え、10分の5以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の15
建ぺい率の最高限度が10分の5を超え、10分の7以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の10
建ぺい率の最高限度が10分の7を超える建築物の敷地及び建築基準法の規定による建ぺい率に関する制限を受けない建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の5

備考 この表において「建ぺい率の最高限度」とは、建築基準法第53条の規定による建ぺい率の最高限度をいう。

いて準用する場合を含む。）の規定による変更後の自動車環境計画書又は条例第35条第2項の規定による変更後のエネルギー環境計画書

- (3) 条例第10条（条例第13条第2項において準用する場合を含む。）の事業活動環境報告書、条例第17条（条例第19条第2項において準用する場合を含む。）の自動車環境報告書又は条例第36条のエネルギー環境報告書
- (4) 条例第22条第2項（条例第25条第2項において準用する場合を含む。）の届出に係る届出書、条例第23条（条例第25条第2項において準用する場合を含む。）の届出に係る届出書、条例第29条第2項の届出に係る届出書又は条例第30条の届出に係る届出書

2 前項各号に掲げる書類（条例第23条（条例第25条第2項において準用する場合を含む。）の届出に係る届出書及び条例第30条の届出に係る届出書を除く。）は、正副2通を提出しなければならない。

（委任規定）

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度における第4条第1項の規定の適用については、同項中「8月31日」とあるのは、「11月30日」とする。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成22年4月21日までの間に、特定建築物等に係る新築等をしようとする者に対する第11条第1項の規定の適用については、同項中「条例第22条第1項の特定建築物（条例第25条第1項の場合にあつては、同項の当該新築等に係る建築物とする。以下「特定建築物等」という。）に係る工事の着手予定日の21日前までに」とあるのは、「平成22年4月1日以後速やかに」とする。
- 4 施行日から平成22年4月30日までの間に、特定緑化建築物等に係る建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者に対する第14条第1項の規定の適用については、同項中「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請予定日又は同法第18条第2項の規定による計画の通知予定日の30日前までに」とあるのは、「平成22年4月1日以後速やかに」とする。

別表（第13条関係）

区 分	換 算 面 積
建築物の外壁に整備される条例第28条第2項の緑化施設（以下「緑化施設」という。）（木本の植物に限る。以下「壁面緑化施設」という。）	壁面緑化施設が整備される外壁の水平方向の長さに1メートルを乗じて得た面積（壁面緑化施設のために補助資材が整備されている場合にあつては、当該補助資材で被われる面積）
高さ4メートル以上の樹木	14平方メートル
高さ2.5メートル以上4メートル未満の樹木	8平方メートル
高さ1メートル以上2.5メートル未満の樹木	4平方メートル
高さ1メートル未満の樹木	当該樹木の樹冠の水平投影面積又は当該樹木に係る植込区画の水平投影面積のうちいずれか大きい面積
壁面緑化施設以外の緑化施設のうち、芝その他の地被植物	当該芝その他の地被植物に係る植込区画の水平投影面積（当該芝その他の地被植物が植込区画に存しない場合にあつては、当該芝その他の地被植物の水平投影面積）
花壇その他これに類するもの	当該花壇その他これに類するものに係る植込区画の水平投影面積（当該花壇その他これに類するものが植込区画に存しない場合にあつては、当該花壇その他これに類するものの水平投影面積）
水流、池その他これらに類するもの（樹木等と一体となって設けられるものに限る。）	当該水流、池その他これらに類するものの水平投影面積
上記の施設に附属して設けられる園路、土留（植込区画の外縁をなすものを除く。）その他の施設（以下「園路等」という。）	当該園路等の水平投影面積（他の緑化施設の換算面積の合計の4分の1を超えない範囲に限り、換算面積に算入するものとする。）
太陽光発電装置その他再生可能エネルギーを利用したエネルギーの供給装置	当該太陽光発電装置その他再生可能エネルギーを利用したエネルギーの供給装置の水平投影面積

備考

- 1 道路境界線から5メートル以内の区域に設けられる緑化施設であつて、当該敷地の外部から容易に見ることができるものに係る換算面積は、当該緑化施設に対応するこの表の右欄に定める換算面積に1.5を乗じて得た面積とする。

	<p>2 条例第28条第2項の緑化施設等(壁面緑化施設を除く。以下この備考の2において「緑化施設等」という。)に係る換算面積の基礎となる水平投影面積に係る水平投影面(樹木(高さ1メートル以上のものに限る。)にあつては、当該樹木の幹の中心をその中心とし、当該樹木に係る換算面積をその面積とする円の水平投影面。以下この備考の2において同じ。)が、他の緑化施設等に係る換算面積の基礎となる水平投影面積に係る水平投影面と重複する場合におけるその重複する部分の水平投影面積については、そのいずれかの緑化施設等に係る換算面積にのみ算入するものとする。</p> <p>3 可動式の緑化施設であつて、その容量が100リットル未満のものについては、換算面積の算出の対象としないものとする。</p> <p>4 この表において「補助資材」とは、植物を建築物の外壁に固定するための格子状の資材等をいう。</p> <p>5 この表において「植込区画」とは、土留等で区画された土地であつて、緑化施設でおおむね被われるもののうち市長が定めるものをいう。</p>
--	---

④ 緑化推進制度 Q&A

- Q1** 事前協議を行ったうえでの計画書の提出にもかかわらず、「工事着手」ではなく「確認申請」の7日前という意味は何ですか。工事着手でよいのではないですか。
- A1** 緑化計画書に記載された計画が、所定の緑化率を満足していないときは、緑化率を満足させるため、場合によっては敷地内の建築物のレイアウトを変更しなければならないことがあります。変更の必要性が判明した時点で、確認申請がすでに行われているときは、手戻りが生ずることになります。そのため、建築確認申請の7日前に緑化計画書の提出をお願いします。
- Q2** 完了検査は、どこが行うのですか。
- A2** 完了検査は、都市整備局緑化推進部緑政課が原則、現地の検査を行います。
なお、店舗の営業上の理由等から検査の日時に希望がある場合は、ご連絡ください。
また、特段の事情がない限り、検査の臨場は不要です。
- Q3** 「緑化施設等求積図 三斜求積やCAD等を用い」とありますが具体的に教えてください。
- A3** 面積の算出方法は、三斜求積法やCADによる座標求積が一般的ですが、その他の方法により算出していただいてもかまいません。ただし、いずれの場合においても、面積のチェックが行えるようにしておいてください。CADによる求積の場合は、確認のための目安として図面に適宜、寸法を図示してください。
- Q4** 市道境界から5m以内の区域に設けられた緑化施設において、境界部分にメッシュフェンスを設けた場合、敷地の外部から容易に見ることの出来るので、面積を1.5倍としてもよいのか。
- A4** 沿道外部から容易に見ることができ、誰もが緑の恩恵を享受できるため、緑化施設面積を1.5倍できます。
- Q5** 市道境界から5m以内の区域に設けられた駐車場に緑化施設を設けた場合、駐車中は緑化施設が見えなくなるが、緑地の割り増しはしてもよいのか。
- A5** 常に車両が駐車しているわけではないため、沿道から緑の恩恵を享受できるものとして、割増の対象としています。

- Q6** 前面道路が位置指定道路の場合、緑地の5割増しはできないのか。
- A6** 位置指定道路は私道のため、5割増しはできません。なお、二項道路も、私道の場合は認められません（公道の場合は5割増しできます）。いずれにしても、公共団体が管理し、将来的に存続が担保されている公共の道路である必要があります。
- Q7** 公共団体が管理する道路境界から5m以内の区域に設けられた緑化施設は面積を1.5倍できるが、当該整備区域は開発中であり、まだ市道とはなっていない。この場合は、どう取扱えばよいか。
- A7** 開発行為完了後に市が引継ぎ、市道認定を行う予定であることが確認できれば、市道予定地として沿道割増を認めることとします。このような場合は確認のため、相談してください。
- Q8** 工事完了後に緑化工事完了（工事取りやめ）届出書を速やかに提出することとなっているが、本緑化工事の一部には種子吹付があり、これは現地確認の必要性からどのようにすればよいか。
- A8** 種子吹付の場合は施工の確認が現地のできるので、速やかに届出書を提出してください。しかし、播種の場合は芽吹きまで現地確認ができないので、芽吹きを確認できる状態になった時点で届出書を提出するようにしてください。
- Q9** 数年前に緑化計画書を申請し、完成後の緑化率確認済まで完了した場所です。この緑化施設の一部を撤去して駐車場を増設したいのですが、どのようにすればよいか。
- A9** やむを得ない事情から、完了した緑化施設の一部を撤去する場合、撤去後に敷地に必要な緑化率を満たすのであれば、認めることとしています。しかし、満たさない場合は、満たすように代替の緑化施設等を設けていただく必要があります。



登録番号	広 K5-2024-6
名称	緑化計画書作成の手引
編集・発行者 (主管課)	広島市 都市整備局 緑化推進部 緑政課 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 (〒730-8586) TEL 082-504-2396
発行年月	令和 6 年 4 月
	平成 21 年(2009 年) 7 月 平成 29 年(2017 年) 4 月改訂 平成 30 年(2018 年) 4 月改訂 令和 元年(2019 年) 5 月改訂 令和 3 年(2021 年) 4 月改訂 令和 4 年(2022 年) 4 月改訂 令和 5 年(2023 年) 9 月改訂 令和 6 年(2024 年) 4 月改訂